

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 人権施策推進課
委託業務番号	令和5年度 長人推第14号
委託業務名称	長浜ジョブカフェ事業委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	<p>(1)「起業」を考える女性への学びの機会、相互のネットワーク構築につながるセミナー・イベントの企画、運営、開催</p> <p>(2)「就労する」「地域活動をする」など多様な女性活躍につながるセミナー・イベントの企画、運営、開催</p> <p>(3)現場での交流を通し、様々な気づき・刺激に繋がるイベントの企画、運営、開催</p> <p>(4)関係機関相互の連絡調整</p> <p>(5)その他、長浜ジョブカフェ事業の目的達成に必要な事項</p>
履行期間	契約の締結日から令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月27日
契約額(税込)	750,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市北船町3番24号</p> <p>[商号又は名称] 合同会社 LOCO 代表社員 宮本 麻里</p>
契約相手方の選定理由	<p>当該事業は、女性の起業および就業の支援をはじめ、キャリアアップ・フォローアップ、人材発掘などと多岐にわたり、これらを総合的に推進する必要があることから、既に市内で女性の起業や就業のサポート、子育て世代の居場所や仲間づくりの場を総合的に提供している実績がある「合同会社LOCO」に業務を委託する。ほかの団体・事業所ではきめ細かな対応が見込めず、競争入札に適さないため。</p>
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額)が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>